

6. 栄養改善

1 給食施設数及び指導状況

健康増進法第22条に基づき、特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設の栄養改善指導を実施した。

巡回指導

	特定給食施設	一般給食施設	計
施設数	111	36	147
指導数	22	11	33

給食従事者研修会

内 容：講義「給食施設の衛生管理」「食事バランスガイドと食品表示について」

月 日：平成19年9月13日

場 所：桑名庁舎 第一会議室

参加者：給食施設の従事者 62名

2 食生活改善推進員数及び地区組織活動支援状況

地域における食生活改善のボランティアとして活躍している食生活改善推進員の地区組織活動の円滑な運営が行われることを目的に経験年数に応じた研修会を開催した。

食生活改善推進員数 (平成20年3月31日現在)

市町名	計	桑名市	いなべ市	木曽岬町	東員町
会員数	576	250	206	18	102

食生活改善地区組織支援研修支援

内 容	回数	延受講者数
会員歴3～5年目研修	1	15
計	1	15

3 管内行政栄養士配置数及び技術支援状況

健康増進法第18条に基づき、市町栄養士の資質の向上と連携を図ることを目的に研修会及び技術支援を実施し、市町村栄養改善事業の円滑な推進を図った。

管内市町栄養士設置状況

嘱託を含む。平成19年7月1日現在

	計	県保健福祉事務所	桑名市			いなべ市	木曽岬町	東員町
			桑名市	多度町	長島町			
平成16年	9	1	2	1	1	3	1	-
平成17年	8	1	4			2	1	-
平成18年	9	1	5			2	1	-
平成19年	8	1	4			2	1	-

管内市町行政栄養士研修会開催状況

・実施回数 4回/年